

2020年12月18日(金)～2021年1月11日(月)の期間に
営業時間短縮の要請にご協力いただいている飲食店等の皆さまへ

「愛知県感染防止対策協力金(12/18~1/11 実施分)」のお知らせ

愛知県感染防止対策協力金

各業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守している事業者で、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮(※)を実施した事業者に対し、感染防止対策協力金を愛知県が交付します。(対象施設は次ページ)

(※) 営業時間の短縮には、感染防止対策のため終日休業した場合も含まれます。

■対象期間・交付額

対象期間：2020年12月18日(金)～2021年1月11日(月)

交付額：1店舗(※)1日あたり4万円 最大100万円 (要請に応じた日数分を交付)

※ 複数店舗を有しておりそれぞれが申請要件を満たす場合、店舗数分の請求が可能です。

※ 名古屋市中区錦・栄エリアの11月29日(日)～12月17日(木)における営業時間短縮に対する協力金と重複して受け取ることも可能ですが、制度が異なるため申請は別となりますのでご注意ください。

■主な対象要件

- ・県内に所在し、営業時間短縮要請を受けた施設を運営する中小企業者等
- ・要請に応じて営業時間の短縮を実施(従前より5時～21時の間のみ営業していた事業者は対象外)
- ・業種別ガイドラインを遵守
- ・「安全・安心宣言施設」へ登録し、PRステッカーとポスターを掲示

■申請受付期間(予定)

要請期間終了後～1ヶ月程度

受付方法の詳細については現在調整中です。詳細が決まりましたら、WEBページ等でお知らせします。
<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyouryokukin2.html>



■申請に必要な書類(予定)

- (1)愛知県感染防止対策協力金交付申請書兼請求書・申請に関する誓約書
- (2)営業実態が確認できる書類(飲食店営業許可書・営業に必要な許可等(風営適正化法関係の営業許可・届出)の写し、確定申告書の写し)
- (3)営業時間短縮(休業含む)の状況がわかる書類(告知WEBページの写し又は掲示ポスターの写真等)
- (4)本人確認書類(運転免許証、保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し)
- (5)振込先口座が分かる書類